

北名古屋市監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和5年5月2日

北名古屋市監査委員 吉野修進

北名古屋市監査委員 まみや文枝

5北施第133号  
令和5年4月20日

北名古屋市監査委員 吉野修進様  
北名古屋市監査委員 まみや文枝様

北名古屋市長 太田考則  
(公印省略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和5年3月31日付け5北監第17号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

## ＜施設管理課＞

### 1 【指摘事項】

#### (1) 収入事務について

ア 道路占用料及び法定外公共物使用料を納入するために、許可した者へ渡した納付書について、市で保管している控えに発行日・納期限が記入されていないものがあつた。

イ 北名古屋市法定外公共物の管理に関する条例施行規則において、法定外公共物の使用者は、法定外公共物許可済証又は法定外公共物許可標札の設置が義務付けられているが、その設置の確認及び管理をしていなかった。

ウ 北名古屋市法定外公共物の管理に関する条例及び施行規則において、使用の終了に際しては、終了届の提出を受けることを定めているが、その提出を受けていないものがあつた。

エ 屋外広告物表示許可に関する事務は、愛知県事務処理特例条例等により市町村に権限移譲され処理を行っている。その事務処理における更新許可の申請に際し、広告物を点検した者の資格を証する書類の提出を受けていないものがあつた。

### 2 【措置状況】

(1)のア 指摘事項については、今後、発行日・納期限の日付を記入後に納付書を切り離すよう徹底します。

(1)のイ 指摘事項については、今後、法定外公共物許可済証又は法定外公共物許可標札の交付を徹底します。また、該当工事の許可条件に法定外公共物許可済証又は法定外公共物許可標札の掲示を加え、設置の確認をします。

(1)のウ 指摘事項については、終了届の受領を徹底します。また、終了届と同様の内容のものを完了届として受けていましたが、今後は終了届と改めて提出を求めています。

(1)のエ 指摘事項については、今後、資格書の写しを添付することを条件として、許可するよう徹底します。

5北商第144号

令和5年4月21日

北名古屋市監査委員 吉野修進様

北名古屋市監査委員 まみや文枝様

北名古屋市長 太田考則

(公印省略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和5年3月31日付け5北監第17号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

## <商工農政課>

### 1 【指摘事項】

#### (1) 収入事務について

ア レジャー農園利用料を納入するために、貸付決定者へ渡した納付書について、市で保管している控えに発行日・納期限が記入されていないものがあった。

イ レジャー農園利用申込みの際に、資格の有無が確認されていなかった。

#### (2) 契約事務について

用水ごみ運搬業務について、処理業者との間で産業廃棄物処理委託契約を締結していなかった。

### 2 【措置状況】

(1)のア 指摘事項については、貸付決定者に納付書を渡す前に、発行日・納期限の記載漏れがないことを確認することを徹底します。

(1)のイ 指摘事項については、今後、レジャー農園利用申込みの際に、資格の有無を確認します。

(2) 指摘事項については、今後の発注から市と処理業者との間で産業廃棄物処理委託契約を締結します。